［十六～十八　略］

十九　閉鎖措置又は廃止措置の管理に関すること。

二十　その他廃棄物埋設施設、閉鎖措置又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

［３～５　略］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量並びに当該放射性廃棄物が有する廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止し、又は低減する性能（廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出に関する評価を行うために必要な場合に限る。）を記載すること。

二　［略］

三　令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項若しくは第二項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

四　［略］

［２・３　略］

（閉鎖措置として行うべき事項）

第二十二条の五の三　法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める閉鎖措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去とする。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第二十二条の五の四　法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　閉鎖措置の対象とする坑道

四　坑道の埋戻し

五　坑口の閉塞

六　地下に設置した廃棄物埋設地の附属施設の解体及び撤去

七　閉鎖措置の工程

八　閉鎖措置期間中の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法

九　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況に関する説明書

二　閉鎖措置の対象とする坑道の図面及び閉鎖措置に係る工事作業区域図

三　閉鎖措置の開始から廃止措置の開始までの間の第十七条第一項第一号に規定する廃棄物埋設地の保全に関する措置の方法に関する説明書

［十六～十八　同上］

十九　廃止措置の管理に関すること。

二十　その他廃棄物埋設施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

［３～５　同上］

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　［同上］

一　令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二　［同上］

三　令第三十七条第六号の変更予定時期については、放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

四　［同上］

［２・３　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］